

令和4年2月吉日

トラック輸送を利用される
荷主の皆様へ

国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局
一般社団法人 愛知県トラック協会

燃料価格高騰に伴う燃料サーチャージ制の導入について（お願い）

日頃は、トラック運送事業に格別のご高配賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大による輸送量の減少により、事業経営に大きな影響を及ぼしているなか、現下の燃料価格の高騰を受け、各トラック運送事業者は事業存続に係る大きな危機に直面しています。

国土交通省では、平成20年に「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」（平成24年改定）において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度として定めているほか、令和2年4月に国土交通省が告示した「標準的な運賃」では、軽油価格を100円/ℓで算出されており、それを超えた場合は、別に収受するよう定めています。

一方で、燃料価格の高騰分については、多くのトラック運送事業者が収受できていないのが実態であり、トラック輸送を利用される荷主の皆様のご理解が欠かせません。

つきましては、燃料価格高騰による事業者の窮状をご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 燃料サーチャージ制の導入について

輸送依頼をする各事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め（「標準的な運賃」では100円/ℓ）、燃料サーチャージ制を導入していただきますようお願いいたします（別添リーフレット参照）。

※参考：軽油価格の推移 令和2年11月 89.2円/ℓ→令和3年11月 120.3円/ℓ

（全日本トラック協会調査（スタンド価格））

なお、トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となります。

2 「標準的な運賃」の活用について

すべてのトラック運送事業者が法令を遵守するとともに、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、令和2年4月、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」が国土交通大臣から告示されました。（別添パンフレットを参照）。

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、「標準的な運賃」の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞

- 中部運輸局 愛知運輸支局 輸送担当
- （一社）愛知県トラック協会 業務課

TEL：052-351-5312

TEL：052-871-1922